

**1. 印西市タクシー利用助成事業（地域公共交通利用補助）****(1) 目的**

公共交通不便地域の解消

**(2) 助成内容**

① タクシー料金の一部を補助する制度（利用 1 回につき利用券を 1 枚まで利用可）。

② 利用 1 回につき 800 円（月 8 枚を交付）。

※申請のあった月から当該年度の 3 月までの月数分を交付

**(3) 実施期間**

令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

**(4) 対象地域**

次のすべてに該当する地域

① 本埜地区（中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、物木）

② 鉄道駅 1 km 及びバス停 300 m 圏外の地域

**(5) 対象者**

① 令和 5 年 4 月 1 日現在で、70 歳以上のかた

② 令和 5 年 4 月 1 日現在で、65 歳以上のかたで、運転免許を所有していない方

**【利用条件】**

① 乗降場所はいずれかが印西市内（本埜地区に限る）であること

○本埜地区⇄安食駅 ○本埜地区⇄印西病院 ○本埜地区⇄千葉 NT 中央駅

×安食駅⇄北総栄病院 ×小林駅⇄印西病院 ×日本医大駅⇄日医大千葉北総病院

② 1 回の乗車につき、1 人 1 枚まで使用可能

③ 乗車券の利用は対象者本人に限る

※助成券に番号（親番号・子番号）等を付し、第三者の利用防止を図る

④ 利用者アンケートにご協力をいただきます

**【利用方法】**

① 交付申請書（交通政策課）→助成券交付→タクシー利用→（支払い時に運転手に渡す）